

No.	質問	回答
1	現行の組合員証・被扶養者証はいつまで交付されるのか。	令和6年11月29日（金）までに資格担当へ到着した届出書について交付します。ただし、提出した書類に不備や不足書類等があり、返却している場合に、再度提出した日が令和6年12月2日以降になった場合には、組合員証・被扶養者証の交付はできません。また、令和6年12月2日以降に資格取得した方については、令和6年11月29日までに書類が到着したとしても組合員証等の交付はできません。
2	退職者から組合員証等の回収は必要か。	令和7年12月1日までの資格喪失者については、組合員証等の回収が必要です。令和7年12月2日以降は組合員証等の使用ができませんので、回収不要です。それぞれで処分をお願いします。
3	マイナ保険証を保有しているが、資格確認書を交付してもらえるか。	マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、資格確認書の交付対象となりません。資格確認書の交付を希望される場合には、マイナ保険証の利用登録の解除申請をしてください。
4	マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたい場合、交付してもらえるか。	資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。
5	子どもが修学旅行に参加する時などマイナ保険証を持たせることが心配であるため、資格確認書を持って行かせたい。資格確認書の交付をしてもらえるか。	資格確認書は、法令上、医療機関等においてマイナ保険証でオンライン資格確認を受けることが困難な人に対して交付するものであるため、それ以外の理由により交付することができません。マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルを出力して、資格情報のお知らせとともに携帯させるなどご対応ください。
6	有効期限が切れた資格確認書について返却する必要があるか。	回収の必要はありませんが、個人情報を含むものであることから、ご本人が破棄するなど、適切な処理をしていただくようお願いします。
7	組合員より旧様式による資格取得届等が提出された場合、新様式に書き直す必要があるか。	旧様式による申請も可能ですが、旧様式には「資格確認書発行要否」欄がありませんので、組合員にマイナ保険証の保有状況を確認の上、資格確認書発行要否を旧様式に追記してください。

